

## ● 第7章 市町村耐震改修促進計画

### 1. 市町村耐震改修促進計画

▶ 国が示す基本方針のうち、「都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断\*及び耐震改修\*の促進に関する重要事項」において、『市町村耐震改修促進計画』については、「都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において策定することが望ましい。」とされています。また、既に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、「当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。」としています。

▶ 県は、これまで県内全ての市町村において本計画との整合を図りつつ、地域特性を考慮した計画を策定するよう働きかけてきたところであり、今後も引き続き改正法に対応した当該計画を策定するよう働きかけていきます。

#### ● 【市町村耐震改修促進計画の策定項目】

##### 市町村耐震改修促進計画において定める事項（耐震改修促進法第6条第2項）

- 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

##### 市町村耐震改修促進計画において記載することができる事項（耐震改修促進法第6条第3項）

- 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項